

高浜発電所 3 号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

2022 年 7 月 13 日

関西電力株式会社

高浜発電所 3 号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力 87 万キロワット、定格熱出力 266 万キロワット）は、第 25 回定期検査中、原子炉格納容器内を点検していたところ、7 月 12 日、14 時 10 分頃、原子炉水位計に信号を送る伝送器※¹のフランジ部※²に水のにじみ跡を確認しました。

確認時点において、当該フランジ部からの漏えいはなく、原子炉水位計の健全性に問題はないものの、原因調査を行うため、当該伝送器の点検を行うこととしました。

当該伝送器の点検等に伴い、当該水位計を隔離したことで、水位計の機能が停止したことから、本日、9 時 50 分に保安規定の運転上の制限※³を満足していない状態にあると判断しました。

なお、原子炉の水位については、他の水位計で確認できており、異常がないことを確認しています。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

※1： 原子炉容器内の水位を監視するための検出器

※2： 配管の結合部

※3： 保安規定第 85 条において、原子炉に燃料が装荷されている状態で重大事故等対処設備により原子炉水位を監視することが求められている

（2022 年 7 月 13 日お知らせ済み）

その後、当該伝送器フランジ部のシート面の部品を取り替え、漏えい試験等を行った結果、当該伝送器に異常がないことを確認したことから、当該水位計の隔離を復旧しました。

当該水位計の機能が復旧したことを確認したことから、本日 15 時 35 分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

以 上